

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集5-6	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		秩父市長 北堀 篤		埼玉県秩父市熊木町8-15									
				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	秩父市久那	3410	16	96イ	山林	0.0902	あかまつ	53	2021.9.1	2032.3.31	別添1参照	別添2参照	別添3参照		
2	秩父市久那	3419	16	92ア	山林	0.1266	ひのき	101	〃	〃	〃	〃	〃		
3	秩父市久那	3419	16	92イ	山林		その他広葉樹	63	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
4	秩父市久那	3419	16	92ウ	山林		その他広葉樹	63	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
5	秩父市久那	3419	16	92エ	山林		ひのき	101	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
6	秩父市久那	3419	16	93ア	保安林		すぎ	53	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
7	秩父市久那	3419	16	93イ	保安林		その他広葉樹	54	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
8	秩父市久那	3421	16	92ア	保安林		0.037	ひのき	101	〃	〃	〃	〃	〃	〃
9	秩父市久那	3421	16	92イ	保安林	その他広葉樹		63	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
10	秩父市久那	3421	16	92ウ	保安林	その他広葉樹		63	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
11	秩父市久那	3421	16	92エ	保安林	ひのき		101	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
12	秩父市久那	3443	16	91ア	保安林	0.0277	その他広葉樹	62	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
13	秩父市久那	3443	16	91イ	保安林		すぎ	53	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
14	秩父市久那	3443	16	91ウ	保安林		その他広葉樹	62	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
15	秩父市久那	3446	16	87ア	保安林		すぎ	62	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
16	秩父市久那	3446	16	87イ	保安林		その他広葉樹	66	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

17	秩父市久那	3446	16	88ア	山林	0.3047	ひのき	60	〃	〃	〃	〃	〃
18	秩父市久那	3446	16	88イ	山林		ひのき	60	〃	〃	〃	〃	〃
19	秩父市久那	3446	16	88ウ	山林		すぎ	76	〃	〃	〃	〃	〃
20	秩父市久那	3446	16	89ア	山林		すぎ	52	〃	〃	〃	〃	〃
21	秩父市久那	3446	16	89イ	山林		ひのき	41	〃	〃	〃	〃	〃
22	秩父市久那	3452	16	62ア	山林	0.1041	すぎ	54	〃	〃	〃	〃	〃
23	秩父市久那	3452	16	62イ	原野		すぎ	54	〃	〃	〃	〃	〃
24	秩父市久那	3452	16	90ア	原野		その他広葉樹	60	〃	〃	〃	〃	〃
25	秩父市久那	3452	16	90イ	山林		その他広葉樹	60	〃	〃	〃	〃	〃
26	秩父市久那	3452	16	90ウ	山林		すぎ	63	〃	〃	〃	〃	〃
27	秩父市久那	3452	16	90エ	山林		その他広葉樹	62	〃	〃	〃	〃	〃
28	秩父市久那	3453	16	63ア	山林	0.0224	すぎ	96	〃	〃	〃	〃	〃
29	秩父市久那	3453	16	63イ	山林		ひのき	106	〃	〃	〃	〃	〃
30	秩父市久那	3453	16	63ウ	山林		すぎ	55	〃	〃	〃	〃	〃
31	秩父市久那	3453	16	63エ	山林		その他広葉樹	66	〃	〃	〃	〃	〃
32	秩父市久那	3455	16	63ア	山林	0.2598	すぎ	96	〃	〃	〃	〃	〃
33	秩父市久那	3455	16	63イ	山林		ひのき	106	〃	〃	〃	〃	〃
34	秩父市久那	3455	16	63ウ	山林		すぎ	55	〃	〃	〃	〃	〃
35	秩父市久那	3455	16	63エ	山林		その他広葉樹	66	〃	〃	〃	〃	〃
36	秩父市久那	3455	16	85ア	山林		その他広葉樹	63	〃	〃	〃	〃	〃
37	秩父市久那	3455	16	85イ	保安林		すぎ	70	〃	〃	〃	〃	〃
38	秩父市久那	3455	16	86ア	保安林		その他広葉樹	66	〃	〃	〃	〃	〃
39	秩父市久那	3455	16	86イ	保安林		その他広葉樹	66	〃	〃	〃	〃	〃
40	秩父市久那	3456	16	83ア	保安林	0.0545	その他広葉樹	72	〃	〃	〃	〃	〃
41	秩父市久那	3456	16	83イ	保安林		その他広葉樹	72	〃	〃	〃	〃	〃

42	秩父市久那	3457	16	83ア	保安林	0.269	その他広葉樹	72	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
43	秩父市久那	3457	16	83イ	保安林		その他広葉樹	72	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
44	秩父市久那	3457	16	85ア	保安林		その他広葉樹	63	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
45	秩父市久那	3457	16	85イ	保安林		すぎ	70	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
46	秩父市久那	3457	16	86ア	保安林		その他広葉樹	66	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
47	秩父市久那	3457	16	86イ	保安林		その他広葉樹	66	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
48	秩父市久那	3467	16	97ア	保安林	0.2152	その他広葉樹	71	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
49	秩父市久那	3467	16	97イ	保安林		すぎ	52	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
50	秩父市久那	3467	16	97ウ	保安林		すぎ	86	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
51	秩父市久那	3467	16	97エ	保安林		竹林		〃	〃	〃	〃	〃	〃	
52	秩父市久那	3467	16	97オ	保安林		竹林		〃	〃	〃	〃	〃	〃	
53	秩父市久那	3467	16	97カ	保安林		竹林		〃	〃	〃	〃	〃	〃	
54	秩父市久那	3467	16	97キ	保安林		すぎ	101	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
55	秩父市久那	3467	16	97ク	保安林		竹林		〃	〃	〃	〃	〃	〃	
56	秩父市久那	3467	16	97ケ	保安林		すぎ	56	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
57	秩父市久那	3467	16	97コ	保安林		竹林		〃	〃	〃	〃	〃	〃	
58	秩父市久那	3467	16	97サ	保安林	その他広葉樹	26	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
59	秩父市久那	3495	16	73	保安林	0.1685	その他広葉樹	65	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
60	秩父市久那	3495	16	74ア	保安林		すぎ	59	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
61	秩父市久那	3495	16	74イ	保安林		ひのき	57	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
62	秩父市久那	3495	16	74ウ	保安林		あかまつ	59	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
63	秩父市久那	3495	16	74エ	山林		すぎ	60	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
64	秩父市久那	3495	16	74オ	山林		ひのき	60	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
65	秩父市久那	3495	16	74カ	山林		あかまつ	60	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
66	秩父市久那	3495	16	74キ	山林		すぎ	58	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

67	秩父市久那	3495	16	74ㄗ	山林		ひのき	58	〃	〃	〃	〃	〃	
68	秩父市久那	3495	16	74ㄗ	原野		あかまつ	58	〃	〃	〃	〃	〃	
69	秩父市久那	3495	16	74コ	原野		ひのき	37	〃	〃	〃	〃	〃	
70	秩父市久那	3505	16	76イ	原野	0.1001	すぎ	58	〃	〃	〃	〃	〃	
71	秩父市久那	3511	16	83ア	原野	0.0575	その他広葉樹	72	〃	〃	〃	〃	〃	
72	秩父市久那	3511	16	83イ	山林		その他広葉樹	72	〃	〃	〃	〃	〃	
73	秩父市久那	3530	16	63ア	山林	0.037	すぎ	96	〃	〃	〃	〃	〃	
74	秩父市久那	3530	16	63イ	山林		ひのき	106	〃	〃	〃	〃	〃	
75	秩父市久那	3530	16	63ウ	山林		すぎ	55	〃	〃	〃	〃	〃	
76	秩父市久那	3530	16	63エ	山林		その他広葉樹	66	〃	〃	〃	〃	〃	
77	秩父市久那	3466-1	16	97ア	山林	0.1765	その他広葉樹	71	〃	〃	〃	〃	〃	
78	秩父市久那	3466-1	16	97イ	山林		すぎ	52	〃	〃	〃	〃	〃	
79	秩父市久那	3466-1	16	97ウ	山林		すぎ	86	〃	〃	〃	〃	〃	
80	秩父市久那	3466-1	16	97エ	山林		竹林		〃	〃	〃	〃	〃	
81	秩父市久那	3466-1	16	97オ	山林		竹林		〃	〃	〃	〃	〃	
82	秩父市久那	3466-1	16	97カ	山林		竹林		〃	〃	〃	〃	〃	
83	秩父市久那	3466-1	16	97キ	山林		すぎ	101	〃	〃	〃	〃	〃	
84	秩父市久那	3466-1	16	97ク	山林		竹林		〃	〃	〃	〃	〃	
85	秩父市久那	3466-1	16	97ケ	山林		すぎ	56	〃	〃	〃	〃	〃	
86	秩父市久那	3466-1	16	97コ	山林		竹林		〃	〃	〃	〃	〃	
87	秩父市久那	3466-1	16	97サ	山林		その他広葉樹	26	〃	〃	〃	〃	〃	
88	秩父市久那	3533-1	16	62ア	山林	0.0433	すぎ	54	〃	〃	〃	〃	〃	
89	秩父市久那	3533-1	16	62イ	山林		すぎ	54	〃	〃	〃	〃	〃	
90	秩父市久那	3533-1	16	63ア	山林		すぎ	96	〃	〃	〃	〃	〃	
91	秩父市久那	3533-1	16	63イ	山林		ひのき	106	〃	〃	〃	〃	〃	

92	秩父市久那	3533-1	16	63㍿	山林		すぎ	55	〃	〃	〃	〃	〃	
93	秩父市久那	3533-1	16	63㍿	山林		その他店業樹	66	〃	〃	〃	〃	〃	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印		
1	秩父市久那	3410	16	96イ	山林	0.0902	あかまつ	53						
2	秩父市久那	3419	16	92ア	山林	0.1266	ひのき	101						
3	秩父市久那	3419	16	92イ	山林		その他広葉樹	63						
4	秩父市久那	3419	16	92ウ	山林		その他広葉樹	63						
5	秩父市久那	3419	16	92エ	山林		ひのき	101						
6	秩父市久那	3419	16	93ア	保安林		すぎ	53						
7	秩父市久那	3419	16	93イ	保安林		その他広葉樹	54						
8	秩父市久那	3421	16	92ア	保安林		0.037	ひのき	101					
9	秩父市久那	3421	16	92イ	保安林	その他広葉樹		63						
10	秩父市久那	3421	16	92ウ	保安林	その他広葉樹		63						
11	秩父市久那	3421	16	92エ	保安林	ひのき		101						
12	秩父市久那	3443	16	91ア	保安林	その他広葉樹		62						
13	秩父市久那	3443	16	91イ	保安林	すぎ		53						
14	秩父市久那	3443	16	91ウ	保安林	その他広葉樹		62						
15	秩父市久那	3446	16	87ア	保安林	0.3047	すぎ	62						
16	秩父市久那	3446	16	87イ	保安林		その他広葉樹	66						
17	秩父市久那	3446	16	88ア	山林		ひのき	60						
18	秩父市久那	3446	16	88イ	山林		ひのき	60						
19	秩父市久那	3446	16	88ウ	山林		すぎ	76						
20	秩父市久那	3446	16	89ア	山林		すぎ	52						
21	秩父市久那	3446	16	89イ	山林		ひのき	41						

22	秩父市久那	3452	16	62ア	山林	0.1041	すぎ	54					
23	秩父市久那	3452	16	62イ	原野		すぎ	54					
24	秩父市久那	3452	16	90ア	原野		その他広葉樹	60					
25	秩父市久那	3452	16	90イ	山林		その他広葉樹	60					
26	秩父市久那	3452	16	90ウ	山林		すぎ	63					
27	秩父市久那	3452	16	90エ	山林		その他広葉樹	62					
28	秩父市久那	3453	16	63ア	山林	0.0224	すぎ	96					
29	秩父市久那	3453	16	63イ	山林		ひのき	106					
30	秩父市久那	3453	16	63ウ	山林		すぎ	55					
31	秩父市久那	3453	16	63エ	山林		その他広葉樹	66					
32	秩父市久那	3455	16	63ア	山林	0.2598	すぎ	96					
33	秩父市久那	3455	16	63イ	山林		ひのき	106					
34	秩父市久那	3455	16	63ウ	山林		すぎ	55					
35	秩父市久那	3455	16	63エ	山林		その他広葉樹	66					
36	秩父市久那	3455	16	85ア	山林		その他広葉樹	63					
37	秩父市久那	3455	16	85イ	保安林		すぎ	70					
38	秩父市久那	3455	16	86ア	保安林		その他広葉樹	66					
39	秩父市久那	3455	16	86イ	保安林		その他広葉樹	66					
40	秩父市久那	3456	16	83ア	保安林		0.0545	その他広葉樹	72				
41	秩父市久那	3456	16	83イ	保安林	その他広葉樹		72					
42	秩父市久那	3457	16	83ア	保安林	0.269	その他広葉樹	72					
43	秩父市久那	3457	16	83イ	保安林		その他広葉樹	72					
44	秩父市久那	3457	16	85ア	保安林		その他広葉樹	63					
45	秩父市久那	3457	16	85イ	保安林		すぎ	70					
46	秩父市久那	3457	16	86ア	保安林		その他広葉樹	66					

47	秩父市久那	3457	16	86イ	保安林		その他広葉樹	66					
48	秩父市久那	3467	16	97ア	保安林		その他広葉樹	71					
49	秩父市久那	3467	16	97イ	保安林		すぎ	52					
50	秩父市久那	3467	16	97ウ	保安林		すぎ	86					
51	秩父市久那	3467	16	97エ	保安林		竹林						
52	秩父市久那	3467	16	97オ	保安林		竹林						
53	秩父市久那	3467	16	97カ	保安林	0.2152	竹林						
54	秩父市久那	3467	16	97キ	保安林		すぎ	101					
55	秩父市久那	3467	16	97ク	保安林		竹林						
56	秩父市久那	3467	16	97ケ	保安林		すぎ	56					
57	秩父市久那	3467	16	97コ	保安林		竹林						
58	秩父市久那	3467	16	97サ	保安林		その他広葉樹	26					
59	秩父市久那	3495	16	73	保安林		その他広葉樹	65					
60	秩父市久那	3495	16	74ア	保安林		すぎ	59					
61	秩父市久那	3495	16	74イ	保安林		ひのき	57					
62	秩父市久那	3495	16	74ウ	保安林		あかまつ	59					
63	秩父市久那	3495	16	74エ	山林		すぎ	60					
64	秩父市久那	3495	16	74オ	山林	0.1685	ひのき	60					
65	秩父市久那	3495	16	74カ	山林		あかまつ	60					
66	秩父市久那	3495	16	74キ	山林		すぎ	58					
67	秩父市久那	3495	16	74ク	山林		ひのき	58					
68	秩父市久那	3495	16	74ケ	原野		あかまつ	58					
69	秩父市久那	3495	16	74コ	原野		ひのき	37					
70	秩父市久那	3505	16	76イ	原野	0.1001	すぎ	58					
71	秩父市久那	3511	16	83ア	原野	0.0575	その他広葉樹	72					

72	秩父市久那	3511	16	83イ	山林	0.0510	その他広葉樹	72					
73	秩父市久那	3530	16	63ア	山林	0.037	すぎ	96					
74	秩父市久那	3530	16	63イ	山林		ひのき	106					
75	秩父市久那	3530	16	63ウ	山林		すぎ	55					
76	秩父市久那	3530	16	63エ	山林		その他広葉樹	66					
77	秩父市久那	3466-1	16	97ア	山林	0.1765	その他広葉樹	71					
78	秩父市久那	3466-1	16	97イ	山林		すぎ	52					
79	秩父市久那	3466-1	16	97ウ	山林		すぎ	86					
80	秩父市久那	3466-1	16	97エ	山林		竹林						
81	秩父市久那	3466-1	16	97オ	山林		竹林						
82	秩父市久那	3466-1	16	97カ	山林		竹林						
83	秩父市久那	3466-1	16	97キ	山林		すぎ	101					
84	秩父市久那	3466-1	16	97ク	山林		竹林						
85	秩父市久那	3466-1	16	97ケ	山林		すぎ	56					
86	秩父市久那	3466-1	16	97コ	山林		竹林						
87	秩父市久那	3466-1	16	97サ	山林		その他広葉樹	26					
88	秩父市久那	3533-1	16	62ア	山林		0.0433	すぎ	54				
89	秩父市久那	3533-1	16	62イ	山林	すぎ		54					
90	秩父市久那	3533-1	16	63ア	山林	すぎ		96					
91	秩父市久那	3533-1	16	63イ	山林	ひのき		106					
92	秩父市久那	3533-1	16	63ウ	山林	すぎ		55					
93	秩父市久那	3533-1	16	63エ	山林	その他広葉樹		66					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上）

秩父市長 北堀 篤

印

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

（2）受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（９）、（１０）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（１）、（１５）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（１）、（１５）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、甲が復旧を行うものとする。
- ② 甲は、甲の費用負担において当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。

（１０）森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 経営管理実施権者が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

（１１）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（１２）損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

（１３）経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

（１４）甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	
1	秩父市久那	3410	16	96イ	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 左記の森林に天然林が含まれる場合は、周辺森林の施業に必要な作業道の開設時に施業を行うものとする。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐、森林の保護等を実施する。 ○ 乙は、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
2	秩父市久那	3419	16	927	
3	秩父市久那	3419	16	92イ	
4	秩父市久那	3419	16	92ウ	
5	秩父市久那	3419	16	92エ	
6	秩父市久那	3419	16	937	
7	秩父市久那	3419	16	93イ	
8	秩父市久那	3421	16	927	
9	秩父市久那	3421	16	92イ	
10	秩父市久那	3421	16	92ウ	
11	秩父市久那	3421	16	92エ	
12	秩父市久那	3443	16	917	
13	秩父市久那	3443	16	91イ	
14	秩父市久那	3443	16	91ウ	

15	秩父市久那	3446	16	877
16	秩父市久那	3446	16	87ㄥ
17	秩父市久那	3446	16	887
18	秩父市久那	3446	16	88ㄥ
19	秩父市久那	3446	16	88ㄱ
20	秩父市久那	3446	16	897
21	秩父市久那	3446	16	89ㄥ
22	秩父市久那	3452	16	627
23	秩父市久那	3452	16	62ㄥ
24	秩父市久那	3452	16	907
25	秩父市久那	3452	16	90ㄥ
26	秩父市久那	3452	16	90ㄱ
27	秩父市久那	3452	16	90ㅁ
28	秩父市久那	3453	16	637
29	秩父市久那	3453	16	63ㄥ
30	秩父市久那	3453	16	63ㄱ
31	秩父市久那	3453	16	63ㅁ
32	秩父市久那	3455	16	637
33	秩父市久那	3455	16	63ㄥ
34	秩父市久那	3455	16	63ㄱ
35	秩父市久那	3455	16	63ㅁ
36	秩父市久那	3455	16	857
37	秩父市久那	3455	16	85ㄥ
38	秩父市久那	3455	16	867
39	秩父市久那	3455	16	86ㄥ
40	秩父市久那	3456	16	837
41	秩父市久那	3456	16	83ㄥ
42	秩父市久那	3457	16	837
43	秩父市久那	3457	16	83ㄥ

44	秩父市久那	3457	16	857
45	秩父市久那	3457	16	85イ
46	秩父市久那	3457	16	867
47	秩父市久那	3457	16	86イ
48	秩父市久那	3467	16	977
49	秩父市久那	3467	16	97イ
50	秩父市久那	3467	16	97ウ
51	秩父市久那	3467	16	97エ
52	秩父市久那	3467	16	97オ
53	秩父市久那	3467	16	97カ
54	秩父市久那	3467	16	97キ
55	秩父市久那	3467	16	97ク
56	秩父市久那	3467	16	97ケ
57	秩父市久那	3467	16	97コ
58	秩父市久那	3467	16	97サ
59	秩父市久那	3495	16	73
60	秩父市久那	3495	16	747
61	秩父市久那	3495	16	74イ
62	秩父市久那	3495	16	74ウ
63	秩父市久那	3495	16	74エ
64	秩父市久那	3495	16	74オ
65	秩父市久那	3495	16	74カ
66	秩父市久那	3495	16	74キ
67	秩父市久那	3495	16	74ク
68	秩父市久那	3495	16	74ケ
69	秩父市久那	3495	16	74コ
70	秩父市久那	3505	16	76イ
71	秩父市久那	3511	16	837
72	秩父市久那	3511	16	83イ

73	秩父市久那	3530	16	637
74	秩父市久那	3530	16	63イ
75	秩父市久那	3530	16	63ウ
76	秩父市久那	3530	16	63エ
77	秩父市久那	3466-1	16	97ア
78	秩父市久那	3466-1	16	97イ
79	秩父市久那	3466-1	16	97ウ
80	秩父市久那	3466-1	16	97エ
81	秩父市久那	3466-1	16	97オ
82	秩父市久那	3466-1	16	97カ
83	秩父市久那	3466-1	16	97キ
84	秩父市久那	3466-1	16	97ク
85	秩父市久那	3466-1	16	97ケ
86	秩父市久那	3466-1	16	97コ
87	秩父市久那	3466-1	16	97サ
88	秩父市久那	3533-1	16	627
89	秩父市久那	3533-1	16	62イ
90	秩父市久那	3533-1	16	637
91	秩父市久那	3533-1	16	63イ
92	秩父市久那	3533-1	16	63ウ
93	秩父市久那	3533-1	16	63エ

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、及び木材の販売に係る経費及びその他経営管理に係る経費（森林保険の保険料、森林の保護等に要する経費）として乙が算定した額を控除した額とする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
1	秩父市久那	3410	16	96イ	
2	秩父市久那	3419	16	927	
3	秩父市久那	3419	16	92イ	

4	秩父市久那	3419	16	92㉔	<p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する間伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。</p> <p>○ 乙が算定する間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。</p> <p>○ 乙が算定するその他経営管理に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。</p> <p>○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実行経費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p>○ 間伐に係る木材の販売収益が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を下回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 乙から甲に金銭の支払いを行わない。</p> <p>(2. 留意事項)</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
5	秩父市久那	3419	16	92㉕	
6	秩父市久那	3419	16	93㉖	
7	秩父市久那	3419	16	93㉗	
8	秩父市久那	3421	16	92㉘	
9	秩父市久那	3421	16	92㉙	
10	秩父市久那	3421	16	92㉚	
11	秩父市久那	3421	16	92㉛	
12	秩父市久那	3443	16	91㉜	
13	秩父市久那	3443	16	91㉝	
14	秩父市久那	3443	16	91㉞	
15	秩父市久那	3446	16	87㉟	
16	秩父市久那	3446	16	87㊱	
17	秩父市久那	3446	16	88㊲	
18	秩父市久那	3446	16	88㊳	
19	秩父市久那	3446	16	88㊴	
20	秩父市久那	3446	16	89㊵	
21	秩父市久那	3446	16	89㊶	
22	秩父市久那	3452	16	62㊷	
23	秩父市久那	3452	16	62㊸	
24	秩父市久那	3452	16	90㊹	
25	秩父市久那	3452	16	90㊺	
26	秩父市久那	3452	16	90㊻	
27	秩父市久那	3452	16	90㊼	
28	秩父市久那	3453	16	63㊽	
29	秩父市久那	3453	16	63㊾	
30	秩父市久那	3453	16	63㊿	
31	秩父市久那	3453	16	63㊽	
32	秩父市久那	3455	16	63㊿	

33	秩父市久那	3455	16	63イ
34	秩父市久那	3455	16	63ウ
35	秩父市久那	3455	16	63エ
36	秩父市久那	3455	16	857
37	秩父市久那	3455	16	85イ
38	秩父市久那	3455	16	867
39	秩父市久那	3455	16	86イ
40	秩父市久那	3456	16	837
41	秩父市久那	3456	16	83イ
42	秩父市久那	3457	16	837
43	秩父市久那	3457	16	83イ
44	秩父市久那	3457	16	857
45	秩父市久那	3457	16	85イ
46	秩父市久那	3457	16	867
47	秩父市久那	3457	16	86イ
48	秩父市久那	3467	16	977
49	秩父市久那	3467	16	97イ
50	秩父市久那	3467	16	97ウ
51	秩父市久那	3467	16	97エ
52	秩父市久那	3467	16	97オ
53	秩父市久那	3467	16	97カ
54	秩父市久那	3467	16	97キ
55	秩父市久那	3467	16	97ク
56	秩父市久那	3467	16	97ケ
57	秩父市久那	3467	16	97コ
58	秩父市久那	3467	16	97サ
59	秩父市久那	3495	16	73
60	秩父市久那	3495	16	747
61	秩父市久那	3495	16	74イ

62	秩父市久那	3495	16	74㉞
63	秩父市久那	3495	16	74㉟
64	秩父市久那	3495	16	74㊱
65	秩父市久那	3495	16	74㊲
66	秩父市久那	3495	16	74㊳
67	秩父市久那	3495	16	74㊴
68	秩父市久那	3495	16	74㊵
69	秩父市久那	3495	16	74㊶
70	秩父市久那	3505	16	76㊷
71	秩父市久那	3511	16	83㊸
72	秩父市久那	3511	16	83㊹
73	秩父市久那	3530	16	63㊺
74	秩父市久那	3530	16	63㊻
75	秩父市久那	3530	16	63㊼
76	秩父市久那	3530	16	63㊽
77	秩父市久那	3466-1	16	97㊾
78	秩父市久那	3466-1	16	97㊿
79	秩父市久那	3466-1	16	97㊿
80	秩父市久那	3466-1	16	97㊿
81	秩父市久那	3466-1	16	97㊿
82	秩父市久那	3466-1	16	97㊿
83	秩父市久那	3466-1	16	97㊿
84	秩父市久那	3466-1	16	97㊿
85	秩父市久那	3466-1	16	97㊿
86	秩父市久那	3466-1	16	97㊿
87	秩父市久那	3466-1	16	97㊿
88	秩父市久那	3533-1	16	62㊿
89	秩父市久那	3533-1	16	62㊿
90	秩父市久那	3533-1	16	63㊿

91	秩父市久那	3533-1	16	63イ
92	秩父市久那	3533-1	16	63ウ
93	秩父市久那	3533-1	16	63エ

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。